

広島市地域包括支援センター設置運営業務及び認知症地域支援推進業務 に係る公募型プロポーザル応募説明書

1 業務名

広島市地域包括支援センター設置運営業務

広島市認知症地域支援推進業務（認知症地域支援推進員を配置するセンターのみ）

2 業務内容

(1) 地域包括支援センター設置運営業務のみを行うセンター

別紙1「広島市地域包括支援センター設置運営業務委託基本仕様書」のとおり

(2) 地域包括支援センター設置運営業務及び認知症地域支援推進業務を行うセンター

別紙2「広島市地域包括支援センター設置運営業務等委託基本仕様書」のとおり

※ 認知症地域支援推進業務を行うには、まず地域包括支援センター設置運営業務で選定される必要がある。

※ 介護保険法の改正等を踏まえ、業務内容が変更となる場合がある。

3 業務場所

地域包括支援センター設置運営業務については受託する圏域内、認知症地域支援推進業務については受託する地域包括支援センターのある区内を基本とする。

4 委託期間等

(1) 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

※ 本市及び受託者が継続して契約する意向がある場合は、広島市地域包括支援センター運営協議会に諮り、令和7年度まで、毎年度、更新するものとする。

ただし、受託者が法令や要綱等を遵守しない場合や、業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施しておらず、また、市の是正指示に従わない場合などにおいては、広島市地域包括支援センター運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除すること又は契約を更新しないことがある（この場合、受託者の損害に対しては、本市は賠償しない。また、契約の解除又は非更新に伴う本市の損害について、受託者に対して損害賠償請求を行うことがある。）。

(2) 令和8年度以降の取扱い

令和8年度以降については、令和7年度に改めて公募を行い、委託先法人を選定する予定である。

5 募集圏域等

(1) 地域包括支援センター設置圏域（全41センター）

市内41圏域を募集圏域とし、各1法人を選定する（別紙3「市内募集圏域一覧」のとおり）。

※1 地域包括支援センター設置運営業務については、受託を希望する圏域を特定して応募する。複数の圏域への応募も可能であるが、その際には応募する圏域ごとに必要書類を提出する。

※2 認知症地域支援推進業務は、地域包括支援センター設置運営業務に応募している地域包括支援センターのある区（中区、東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区の市内8区のいずれか）について、応募が可能である。複数の区への応募も可能であるが、その際には応募する区ごとに必要書類を提出する。また、審査の結果、同一区内の

複数の地域包括支援センターにて受託候補者となった場合には、当該区のいずれの地域包括支援センターで認知症地域支援推進業務を実施するかについて、別途、本市と協議するものとする。

- ※3 認知症地域支援業務において、地域包括支援センター設置運營業務の受託候補者からの応募がない区については、当該区的地域包括支援センター設置運營業務の受託候補者を対象として、認知症地域支援推進業務に係る再公募を実施する予定である。

(2) 配置職員数及び職種について

以下のとおり職員を常勤専従（⑤を除く。）で配置する。

＜広島市地域包括支援センター設置運營業務のみを行うセンター＞

センターごとの配置職員数は別紙4「地域包括支援センターごとの配置職員数」のとおり

- ① ア 保健師または地域ケア、地域保健等に関する経験、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師…1名

イ 社会福祉士…1名

ウ 主任介護支援専門員…1名

※ ①の職員のうち1名を現場責任者（地域包括支援センター長）として選任する。

- ② ①のほか、圏域の高齢者人口により職員を追加配置する。各体制の追加職員は以下のとおり

【①・②併せて4名体制（圏域の高齢者人口が6,500人未満）の場合】

①アからウのいずれか 1名

【①・②併せて5名体制（圏域の高齢者人口が6,500人以上8,000人未満）の場合】

①アからウのいずれか 2名

【①・②併せて6名体制（圏域の高齢者人口が8,000人以上10,000人未満）の場合】

①アからウのいずれか 3名（ただし、少なくとも1名は違う資格の職員であること）

【①・②併せて7名体制（圏域の高齢者人口が10,000人以上12,000人未満）の場合】

①アからウのそれぞれ 1名ずつ

①アからウのいずれか 1名

【①・②併せて8名体制（圏域の高齢者人口が12,000人以上）の場合】

①アからウのそれぞれ 1名ずつ

①アからウのいずれか 2名

※1 ①から②までの職員のうち1名を「地域支え合いコーディネーター」として選任する。

※2 各圏域の高齢者人口の変動により、今後、職員の配置数に変更が生じる可能性がある（なお、本市においては、今後の高齢者人口の変動推計について、別紙5「（参考資料）圏域別高齢者人口推計」のとおり見込んでいる。）。

- ③ 介護支援専門員…1名

- ④ 地域介護予防拠点整備促進業務を担当する職員（保健師又は地域保健等に関する経験を有する看護師。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は保健師等に代えて主任介護支援専門員又は社会福祉士とすることができる。）…1名

- ⑤ 介護予防支援業務に従事する職員…センターの職員数に応じ、別紙6「介護予防支援業務に従事する職員数の目安について」に示す目安を基にした相当数

＜広島市地域包括支援センター設置運營業務及び認知症地域支援推進業務を行うセンター（各区に1センターのみ）＞

広島市地域包括支援センター設置運營業務のみを行うセンターにおける人員配置に加え、以下

の職員を配置する。

- ⑥ 認知症地域支援推進員（認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、又はこれに準ずる者（地域活動の経験を有する看護師））… 1名

※ このほか、法人の判断で専門職種でない事務職員を配置することも可能である。

6 設置場所等

(1) 設置場所について

センターの事務所については、受託者が、センターの担当圏域内において、高齢者のための総合相談窓口という趣旨を踏まえ、交通の利便性が良く、わかりやすく、訪問しやすい場所に設置する。また、バリアフリーに十分配慮した場所や設備にする。

(2) 事務所について

センターの事務所には、事務室及び相談室等を配置する。なお、併設のサービス提供部門がある場合には、別室とすることなどにより、当該部門との分離を考慮した配置とする。

(3) 保管庫等について

センターは個人情報を取り扱うことを踏まえ、施錠できる保管庫等を設置する。なお、併設のサービス提供部門がある場合には、保管庫等は分離する。

(4) 専用電話等について

専用の電話、FAX、パソコン（専用のメールアドレスを取得すること。）を設置する。設置等に要する経費は受注者の負担とする。また、本市が所有する業務支援システムの接続を行うため、光回線が使用できる環境にあることが必要となる。なお、システム設置及び設置後の光回線の接続・使用に必要な費用については、本市が負担する。

(5) 広報活動

地域包括支援センターについて、チラシ、広報紙及びホームページなどの多様な媒体で広報活動を行う。

(6) その他

事務所や設備類に係る契約及びそれに関連する事故等については、受託者が一切の責任を負うものとする。また、センターの設置に要する経費については、受託者の負担とする。

なお、賃貸物件にセンターを設置する場合、設置予定物件に関する賃貸借契約が成立していなくても応募は可能であるが、事業実施が決定した後は、速やかに建物所有者と賃貸借契約を締結しなければならない（企画提案書の位置図及び平面図等には設置予定物件に関する情報を記載すること。）。

7 開設時間等

(1) 開設時間等

原則として、年末年始（12月29日から1月3日まで）、祝日を除く、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分とする（高齢者の家族等、相談者の利便性への配慮から、法人の判断により、上記の時間等を超えて開設することも可能である。）。

(2) 休日・夜間等の対応について

センターを開設していない時間帯についても、電話の転送や取り次ぎ等により緊急時の対応が可能な体制を確保しなければならない。

(3) 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に委託して実施することはできない（ただし、予め委託者の承諾を得た場合は、業務の一部を委託することができる。）。

8 事業費

<広島市地域包括支援センター設置運營業務のみを行うセンター>

本業務に係る費用は下記のとおりとし、毎月の概算払により支払うもので、余剰金が生じた場合は返還するものとする。

(1) 包括的支援業務等に係る委託料（12か月分）

初年度の委託料については、令和2年度予算案の広島市議会議決後に確定事項となる。

（参考）令和元年度基準での委託料の概算（基本額）

4人体制…24,160,000円

5人体制…29,521,000円

6人体制…34,881,000円

7人体制…40,241,000円

※1 委託料には、人件費（給与・手当・法定福利費等を含む。）、事務所の維持費（光熱水費・委託料等）、車両維持費、旅費、通信運搬費など事業の実施に係るものやセンターの設置運営（準備を含む。）に要する全ての費用が含まれる。

※2 センター事務所を賃貸する場合は、1か月あたり10万円を上限として加算する。

(2) 高齢者地域支え合い業務に係る委託料（12か月分）

初年度の委託料については、令和2年度予算案の広島市議会議決後に確定事項となる。

（参考）令和元年度基準での委託料の概算

ア 見守り活動のコーディネート業務に伴う委託料

5,282,000円

イ 各地域団体が行う活動推進会議の開催経費

152,000円（1区域当たり）

(3) 地域介護予防拠点整備促進業務に係る委託料（12か月分）

初年度の委託料については、令和2年度予算案の広島市議会議決後に確定事項となる。

（参考）令和元年度基準での委託料の概算

5,566,000円

<広島市地域包括支援センター設置運營業務及び認知症地域支援推進業務を行うセンター（各区に1センターのみ）>

広島市地域包括支援センター設置運營業務のみを行うセンターにおける事業費に加え、以下の事業費を加算する。

(4) 認知症地域支援推進業務に係る委託料（12か月分）

初年度の委託料については、令和2年度予算案の広島市議会議決後に確定事項となる。

（参考）令和元年度基準での委託料の概算

6,151,000円

※ 介護予防ケアマネジメント業務に係る委託料の請求及び支払については、広島市介護予防ケアマネジメント実施要綱第21条及び第22条に定めるとおりとする。

※ 介護保険法第58条第1項、第115条の22に基づく事業による介護予防サービス計画費については、別途指定する方法により請求及び支払を行うこととする。

9 令和2年3月における引継業務

公募により選定された法人が、応募する地域包括支援センターを新規に受託する法人の場合、現在の地域包括支援センター受託事業者からの円滑な引継ぎを行うため、令和2年3月に（期間は3月1日から3月31日の1か月間を予定）、本市と引継ぎに関する委託契約を締結する。当該引継ぎに関する委託料は、人件費及び事務費を合計した金額として、委託職員配置数が6人のセンターの場合は280万円程度、同5人のセンターの場合は240万円程度を予定している。このほか、事務所として賃貸物件を利用する場合は、10万円を限度に家賃相当額を加算する予定である（いずれも令和元年7月10日現在）。

このため、令和2年3月には、4月以降に配置を予定する職員（包括的支援業務等、高齢者地域支え合い業務及び地域介護予防拠点整備促進業務（認知症地域支援推進業務も行うセンターにおいては、当該業務を含む。）を担当する職員）が、必要に応じて、現センターの委託先法人からの引継ぎを受けることになるため、その体制を確保しなければならない。

10 事業担当課（問合せ先及び各種書類の提出先）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎2階）

広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課 担当：女鳥、岡上、上原

TEL：082-504-2648（直通）

FAX：082-504-2136

Eメール：hokatsucare@city.hiroshima.lg.jp

11 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する者は、センターの運営を円滑かつ安定して実施できるとともに、次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地域包括支援センターを適切、公正、中立かつ効率的に設置・運営することができること。
- (2) 老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置実績を有する者（地域包括支援センターを現に設置している者を含む。）、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。
- (3) 介護保険法に基づく事業所指定を受け、広島市内で3年以上事業所を運営していること。
- (4) 介護保険法第115条の2第2項の規定に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (6) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年広島市要綱）に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (7) 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 役員の中に破産者及び禁錮以上の刑に処された者がいないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。

(10) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する又は広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等の統制の下にあるもの

イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの

(11) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。

(12) 現在経営している事業の運営内容が適正で、かつ財務内容が良好であること。

12 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法

(1) 交付期間

公示日から令和元年8月30日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

前記10の事業担当課

※ 応募説明書等は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp>）のトップページ左の「電子入札・登録」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「調達情報公開システムに掲載されない『プロポーザル・コンペの案件情報』」→「平成31年度」）

13 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 広島市地域包括支援センター設置運営業務及び認知症地域支援推進業務に係る公募型プロポーザル応募説明書の遵守に関する誓約書について（様式2）

ウ 法人の登記事項証明書及び代表者・役員名簿（様式3）

エ 広島市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、広島市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）、印鑑証明書、使用印鑑届（様式4）

オ 法人が広島市内で提供している介護サービスの概要（様式5、様式5-1、様式5-2）

カ 財務書類

（内訳）

最近3事業年度における法人税申告書の写し（税務官署受付印のあるもの。ただしe-taxの場合は受信通知などが確認できること。）、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書

※ 組織規模等により、作成が義務付けられていない書類については、提出不要

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

ア 持参

公示日から令和元年7月31日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 郵送

配達証明付き書留郵便により、令和元年7月31日（水）までに必着のこと。

(4) 参加資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザル参加資格の有無については、令和元年7月31日（水）午後5時15分を基準として、上記(1)により提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に速やかに書面にて通知する。

14 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

仕様書等の内容に関する質問については、持参又は郵送にて提出すること。

※1 電話、口頭等では受け付けない。

※2 仕様書等に関する質問書（様式16）を使って、簡潔に記入する。

(2) 提出期間

ア 持参

公示日から令和元年7月31日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 郵送

配達証明付き書留郵便により、令和元年7月31日（水）までに必着のこと。

(3) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は質問者に直接回答し、広島市ホームページに掲載する。また、前記10の事業担当課において、令和元年8月30日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供する。

15 企画提案書の作成と提出

(1) 企画提案書の作成

提案は、以下の必要な書類を添付して行うこと。

【地域包括支援センター設置運營業務】

ア 広島市地域包括支援センター設置運營業務受託企画提案書（様式6-1）

イ 地域包括支援センターの配置予定人員一覧（様式6-2）

ウ 地域包括支援センター設置場所位置図（様式7）

エ 地域包括支援センター平面図（様式8）

オ 地域包括支援センター設置場所の状況等の分かる現況写真（様式9）

カ 地域包括支援センター事務所内平面図（様式10）

キ 各種経歴書（様式11-1、様式11-2、様式11-3、様式11-4）

【認知症地域支援推進業務】

ク 広島市認知症地域支援推進業務受託企画提案書（様式12）

ケ 広島市認知症地域支援推進員従事予定者経歴書（様式13-1）

コ 広島市認知症地域支援推進業務に関する従事予定者の考え（様式13-2）

(2) 提出書類

企画提案書は、以下の各業務について17部ずつ（正本1部+副本16部）を提出すること。

【地域包括支援センター設置運營業務】

(1)アからキまでを応募する圏域ごとに提出すること。

【認知症地域支援推進業務】

(1)クからコまでを応募する区ごとに提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出期間

ア 持参

公示日から令和元年8月30日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 郵送

配達証明付き書留郵便により、令和元年8月30日（金）までに必着のこと。

(5) 記載方法等

ア まとめ方

(ア) 綴じ方は、上記(1)に掲げる書類を順にまとめて、通し番号を付し、1部ずつ、紙又はプラスチック製ファイル等に綴じて提出すること。

(イ) 両面印刷可。用紙は再生紙可、文字、図等は白黒・カラーを問わない。

(ウ) 正本（1部）については、押印する。

(エ) 企画提案書の副本からは、応募者名（従事予定者名は除く。）が判別・特定できないようにすることとし、応募者名が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

イ その他

(ア) 本文で使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上（図表、注釈等を除く。）及び書き方は原則、A4縦長、横書き（両面可）とすること。

(イ) 本市の提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。

(ウ) 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。

(エ) 企画提案書は、地域包括支援センター設置運營業務については、様式6のうち表紙を除き12ページ程度（両面印刷した場合は6枚程度）、認知症地域支援推進業務については、様式12のうち表紙を除き6ページ程度（両面印刷した場合は3枚程度）とする。

(オ) 企画提案書は、地域包括支援センター設置運營業務及び認知症地域支援推進業務の受託候補者特定基準（応募説明書別紙7及び別紙8：特に「評価の観点」など）、地域包括支援センターに関連する本市要綱及び本市地域包括支援センター運営協議会の資料などを確認の上、作成すること。

※ 地域包括支援センター運営協議会の資料等は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp>）→「健康・医療・福祉」→「高齢者・介護」→「計画・各種審議会」→「広島市地域包括支援センター運営協議会」）
→各運営協議会の会議要旨）

※ 広島市地域包括支援センター運営協議会の会議要旨には、毎年度の地域包括支援センターの運営状況及び評価結果に関する資料等を掲載している。

(6) 留意事項

ア 提案は、地域包括支援センター設置運營業務については、1圏域につき1件とする。また、

認知症地域支援推進業務については、地域包括支援センター設置運営業務に応募している区への提案が可能である。

イ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は、原則認めない。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出後に応募を辞退する場合には、速やかに地域包括ケア推進課へ電話又は電子メールで連絡するとともに、以下の書類を地域包括ケア推進課へ持参又は郵送にて提出すること。

【地域包括支援センター設置運営業務】

・応募辞退届（広島市地域包括支援センター設置運営業務）（様式14）

【認知症地域支援推進業務】

・応募辞退届（広島市認知症地域支援推進業務）（様式15）

※ 両業務に係る応募を辞退する場合は、様式14及び様式15のいずれも提出すること。

16 審査方法

(1) 審査

広島市地域包括支援センター設置運営業務等プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づき、企画提案書を審査する。この他、応募状況によっては、応募者による企画提案に関するプレゼンテーションの実施を求める場合がある（日時等は別途指定する。）。

(2) 受託候補者特定基準

企画提案書等により、次の審査項目について別紙7「広島市地域包括支援センター設置運営業務受託候補者特定基準」及び別紙8「広島市認知症地域支援推進業務受託候補者特定基準」で示す評価基準に基づき公平かつ客観的に審査及び評価を行う。

【地域包括支援センター設置運営業務】（詳細は別紙7のとおり）

ア 評価項目（事業所運営計画）

（ア）事業所運営の基本方針

（イ）地域ネットワーク

（ウ）職員の資質

（エ）事業実施の方針

（オ）組織

（カ）事務所について

（キ）特筆すべき事項

イ 加点・減点項目

【認知症地域支援推進業務】（詳細は別紙8のとおり）

ア 評価項目（実施計画）

（ア）業務実施の基本方針

（イ）職員の資質

（ウ）業務実施の方針

（エ）組織

イ 加点項目

※ 認知症地域支援推進業務については、地域包括支援センター設置運営業務の受託候補者として選定されたものについて評価を行う。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査及び評価の結果、地域包括支援センター設置運営業務にあつては各応募圏域における最上位の、認知症地域支援推進業務にあつては各区における最上位の企画提案書を提出した法人を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の水準（地域包括支援セ

ンター設置運営業務においては合計点が評価項目の満点（114点）中の6割、認知症地域支援推進業務においては合計点が評価項目の満点（100点）中の6割）に達していないと判断された場合は、この限りではない。

イ 最上位の得点者が2人以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 受託予定法人の決定

審査委員会で特定した受託候補者及び審査結果全般について、広島市地域包括支援センター運営協議会で審議の上、受託予定法人として決定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後速やかに書面にて通知する。なお、受託予定法人となった者には、見積書等の提出について案内する。

(6) 審査結果の公表

審査結果の決定後、応募者名、各応募者の審査結果（順位、点数を含む。）を広島市ホームページにおいて公表する。

17 契約の優先交渉権者の決定

受託予定法人と決定された法人は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た法人を優先交渉権者とする。

18 契約の締結

優先交渉権者と本市は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴し、随意契約の方法により、契約を締結する。

19 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 次の各項目に該当する企画提案は無効とする。

ア 本応募説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案

イ プロポーザル参加者が、令和元年8月30日（金）午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記7(4)の広島市の競争入札参加資格の取消若しくは指名停止措置を受け、又はその他プロポーザル参加資格を満たさなくなった場合

ウ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合

エ 本プロポーザルに関する条件に反した場合

オ 基本仕様書等に適合しない企画提案を行った場合

(4) 本プロポーザルに関する応募参加者の不当な働き掛けは、一切禁止する。

(5) 本市は、提出された企画提案書等を審査以外には提案者に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合は、この限りではない。また、広島市情報公開条例第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等の不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(6) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなけれ

ばならない。ただし、次の各項目に該当するときは契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上に渡って締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

(7) 別紙1「広島市地域包括支援センター設置運營業務委託基本仕様書」及び別紙2「広島市地域包括支援センター設置運營業務等委託基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

20 スケジュール（予定）

令和元年 7月10日（水）	応募受付開始
7月31日（水）	参加資格確認申請書等及び質問書提出締切
8月30日（金）	企画提案書提出締切
9月～10月	企画提案書の審査
11月頃	受託候補者の特定
12月頃	受託予定法人の決定、結果連絡・公表

21 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市のホームページ (http://www.city.hiroshima.lg.jp)のトップページ左の「電子入札・登録」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「調達情報公開システムに掲載されない『プロポーザル・コンペの案件情報』」→「平成31年度」へ画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすること。
02 公募型プロポーザル応募説明書	
03 (別紙1) 広島市地域包括支援センター設置運營業務委託基本仕様書	
04 (別紙2) 広島市地域包括支援センター設置運營業務等委託基本仕様書	
05 (別紙3) 市内募集圏域一覧	
06 (別紙4) 地域包括支援センターごとの配置職員数	
07 (別紙5) (参考資料) 圏域別高齢者人口推計	
08 (別紙6) 介護予防支援業務に従事する職員数の目安について	
09 (別紙7) 広島市地域包括支援センター設置運營業務受託候補者特定基準	
10 (別紙8) 広島市認知症地域支援推進業務受託候補者特定基準	
11 (様式1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書	
12 (様式2) 広島市地域包括支援センター設置運營業務及び認知症地域支援推進業務に係る公募型プロポーザル応募説明書の遵守に関する誓約書について	
13 (様式3) 法人の代表者・役員名簿	
14 (様式4) 使用印鑑届	
15 (様式5、様式5-1、様式5-2) 法人が広島市内で提供している介護サービスの概要	
16 (様式6-1) 広島市地域包括支援センター設置運營業務受託企画提案書	
17 (様式6-2) 地域包括支援センターの配置予定人員一覧	
18 (様式7) 地域包括支援センター設置場所位置図	
19 (様式8) 地域包括支援センター平面図	
20 (様式9) 地域包括支援センター設置場所の状況等の分かる現況写真	
21 (様式10) 地域包括支援センター事務所内平面図	
22 (様式11-1、様式11-2、様式11-3、様式11-4) 各種経歴書	
23 (様式12) 広島市認知症地域支援推進業務受託企画提案書	
24 (様式13-1) 広島市認知症地域支援推進員従事予定者経歴書	
25 (様式13-2) 広島市認知症地域支援推進業務に関する従事予定者の	

<p>考え</p> <p>26 (様式14) 応募辞退届 (広島市地域包括支援センター設置運營業務)</p> <p>27 (様式15) 応募辞退届 (広島市認知症地域支援推進業務)</p> <p>28 (様式16) 仕様書等に関する質問書</p> <p>29 委託契約書(案)、広島市委託契約約款、個人情報取扱特記事項</p>	
---	--

【関連する法令、要綱及び手引き等】

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)
- ・介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
- ・介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- ・地域包括支援センターの手引き(厚生労働省老健局)
- ・地域包括支援センター運営マニュアル(2訂)(一般財団法人長寿社会開発センター)
- ・地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号)
- ・広島市地域包括支援センター設置運営要綱
- ・広島市地域包括支援センター調整・支援業務実施要領
- ・広島市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱
- ・広島市生活支援体制整備事業実施要綱
- ・広島市生活支援体制整備市域協議体運営要領
- ・広島市生活支援体制整備区域協議体運営要領
- ・広島市生活支援体制整備地域支え合い協議体運営要領
- ・広島市介護予防活動等普及啓発事業実施要綱
- ・広島市地域介護予防拠点整備促進事業実施要綱
- ・広島市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱
- ・広島市認知症理解普及促進事業実施要綱
- ・広島市認知症アドバイザー及び認知症サポーター養成事業実施要領
- ・広島市高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱
- ・広島市地域包括支援センターの評価基準
- ・広島市地域包括支援センター重点取組方針
- ・広島市認知症地域支援推進員重点取組方針